事業所の職員にかかる勤務労働条件について

【大阪市従業員労働組合土木支部との事務折衝】

令和８年９月 15 日
職員課担当係長、書記長との事務折衝

【局】

今般、河川・渡船管理事務所における時間外労働命令時間が 30 時間を超える見込みの河川・渡船管理事務所職員２名について、36 協定第４条に基づく特別延長を実施したいと考えているので、よろしくお願いする。

【組合】

当該職員に関する時間外労働時間の特別延長については了解した。

しかしながら、時間外労働の実施にあたっては、職員の健康状態に十分配慮した上で就労させるよう、今一度求めておく。